

岩手県告示第610号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

平成28年7月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	規 格		生産業者		有効期限	
			保証成分量	その他の規格	氏名又は名称	住 所		
岩手県第 279号	副産石灰肥料	ウニ殻由来 肥料	アルカリ分 く溶性苦土	44.0 1.8	肥料取締法第3条 第1項に規定する 公定規格のとおり	ミネックス株 式会社	岩手県釜石市 大字平田第3 地割46番地3	平成34年 2月21日
岩手県第 280号	副産石灰肥料	くみあいて んろ副産石 灰6号	アルカリ分 く溶性苦土	47.4 3.8	肥料取締法第3条 第1項に規定する 公定規格のとおり	ミネックス株 式会社	岩手県釜石市 大字平田第3 地割46番地3	”
岩手県第 281号	混合石灰肥料	てんろ混合 石灰1号	アルカリ分 く溶性苦土	47.0 3.0	肥料取締法第3条 第1項に規定する 公定規格のとおり	ミネックス株 式会社	岩手県釜石市 大字平田第3 地割46番地3	平成34年 3月9日
岩手県第 282号	混合石灰肥料	粒状てんろ タンカル2 号	アルカリ分 く溶性苦土	46.0 2.0	肥料取締法第3条 第1項に規定する 公定規格のとおり	ミネックス株 式会社	岩手県釜石市 大字平田第3 地割46番地3	平成34年 5月22日